

# 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

平成23年1月24日(月)  
15時30分から  
中央合同庁舎第5号館18階  
専用第22会議室

## 議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 食品安全部長挨拶
- 3 薬事・食品衛生審議会総会の議事概要報告
- 4 分科会長の選任
- 5 分科会長代理の指名
- 6 委員等が所属する部会の指名
- < 休 憩 >
- 7 各部会長の選任結果報告
- 8 その他
- 9 閉 会

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
資料一覧  
〈平成23年1月24日〉

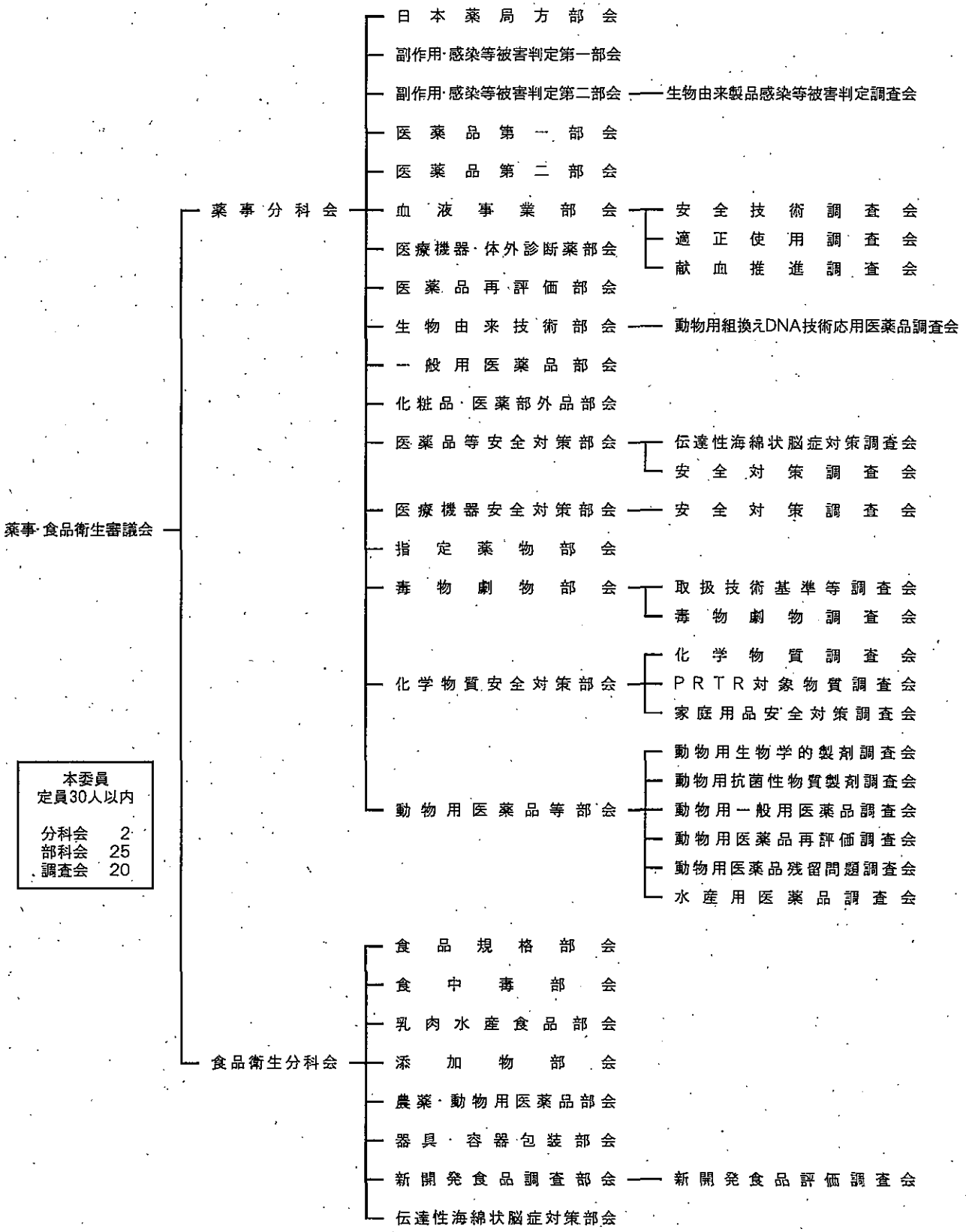
	頁
1 食品衛生分科会員名簿 . . . . .	1
2 薬事・食品衛生審議会組織図 . . . . .	2
3 厚生労働省設置法（抜粋）及び薬事・食品衛生審議会令 . . . . .	3
4 薬事・食品衛生審議会規程 . . . . .	7
5 食品衛生分科会規程 . . . . .	9
6 薬事・食品衛生審議会の公開について . . . . .	12

## 食 品 衛 生 分 科 会

No.	氏 名	フリガナ	現 職
1	阿 南 久	アナン ヒサ	全国消費者団体連絡会事務局長
2	安 藤 言 枝	アノウコエ	東京都市場衛生検査所検査課長
3	石 川 広 己	イカワ ヒロミ	社団法人日本医師会常任理事
4	伊 藤 雅 俊	イト マサトシ	味の素株式会社取締役社長・最高経営責任者 社団法人日本輸入食品安全推進協会副会長
5	大 澤 真木子	オサワ マキコ	東京女子医大医学部長
6	大 野 泰 雄	オノ ヤスオ	国立医薬品食品衛生研究所副所長
7	大 前 和 幸	オモエ カズユキ	慶応義塾大学医学部教授
8	春 日・雅 人	ハルヒ マサト	独立行政法人国立国際医療研究センター研究所長
9	岸 玲 子	シライコ	北海道大学環境健康科学研究教育センター長・特任教授
10	栗 山 真理子	クリヤマ マリコ	NPO法人アレルギー児を支える全国ネット「アラジーポット」専務理事
11	鈴 木 豊	スズキ ユカ	キュービー株式会社代表取締役社長 食品産業中央協議会理事
12	寺 本 民 生	テラモト タシオ	帝京大学医学部長
13	徳 留 信 寛	トクドメ シンカン	独立行政法人国立健康・栄養研究所理事
14	西 内 岳	ニシウチ タカ	弁護士（西内・加々美法律事務所）
15	西 島 正 弘	ニジマ マサヒロ	国立医薬品食品衛生研究所長
16	毛 利 資 郎	モリ シロウ	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所プリオン病研究センター長
17	山 内 明 子	ヤマウチ アキコ	日本生活協同組合連合会組織推進本部本部長
18	山 本 茂 貴	ヤマモト シゲキ	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長
19	若 林 敬 二	ワカバヤ ケイジ	静岡県立大学食品栄養科学部客員教授
20	渡 邊 治 雄	ワタナベ ハルオ	国立感染症研究所長

薬事・食品衛生審議会 組織図

(平成23年1月24日現在)



# 厚生労働省設置法（抜粋）

平成11年7月16日法律第97号

（薬事・食品衛生審議会）

第十一条 薬事・食品衛生審議会は、薬事法（昭和35年法律第145号）、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和54年法律第55号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）及び食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、薬事・食品衛生審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他薬事・食品衛生審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

## 薬事・食品衛生審議会令

平成12年6月7日政令第286号

内閣は、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 薬事・食品衛生審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員

を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
薬事分科会	一 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）及び医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和54年法律第55号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法

	律、エネルギーの使用の合理化に関する法律及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食品衛生分科会	食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第九条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十一条 審議会の庶務は、厚生労働省医薬食品局総務課において総括し、及び処理する。ただし、食品衛生分科会に係るものについては、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課において処理する。

(雑則)

第十二条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。



## 薬事・食品衛生審議会規程

### (通則)

第1条 薬事・食品衛生審議会（以下「審議会」という。）の付議、分科会の議決、議事録の作成等については、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号。以下「設置法」という。）第11条及び薬事・食品衛生審議会令（平成12年政令第286号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (付議)

第2条 会長は、厚生労働大臣又は農林水産大臣の諮問を受けた場合は、当該諮問事項を所掌する分科会に付議することができる。

### (分科会の議決)

第3条 次の各号に掲げる場合には、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。

- 一 当該分科会に置かれる部会の決定事項をそのまま議決したとき。
  - 二 当該分科会に置かれる部会の決定事項について、出席者の3分の2以上の多数をもって、それと異なる議決をしたとき。
  - 三 当該分科会に置かれる部会の決定事項について、それと異なる議決をした場合において、当該部会がこれに同意したとき。
- 2 分科会において、前項に規定する議決をしたときは、分科会長はすみやかにその決定事項を会長に報告しなければならない。

### (議事録)

第4条 審議会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員の氏名、委員総数並びに関係行政機関の職員の氏名及び所属庁名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 決議

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、分科会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が当該分科会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年1月23日から施行する。

(経過措置)

第2条 旧中央薬事審議会又は食品衛生調査会（以下「旧中薬審等」という。）に対して諮問が行われ、現に審議中のものについては、この規程の施行後は、審議会に対して諮問が行われたものと見なす。

2 旧中央薬事審議会に対して諮問が行われたものにあつては薬事分科会に、食品衛生調査会に対して諮問が行われたものにあつては食品衛生分科会に、旧中薬審等に置かれる部会等に付議が行われたものにあつては相当する部会等に付議が行われたものと見なす。

3 旧中薬審等に置かれる部会等において議決がなされた事項は、相当する部会等において議決がなされたものと見なす。

# 食品衛生分科会規程

平成13年1月23日施行

平成15年7月1日一部改正

平成21年11月12日一部改正

## (総則)

第1条 薬事・食品衛生審議会令（平成12年政令第286号）第6条第1項に規定する食品衛生分科会（以下「分科会」という。）の部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

## (部会の設置)

第2条 分科会に次に掲げる部会を置く。

- 一 食品規格部会
- 二 食中毒部会
- 三 乳肉水産食品部会
- 四 添加物部会
- 五 農薬・動物用医薬品部会
- 六 器具・容器包装部会
- 七 新開発食品調査部会

2 分科会は、特別の事項を調査審議するため緊急又は臨時に必要なときは、前項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

## (調査会の設置)

第3条 部会長は、必要に応じて、分科会長の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

2 調査会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。

## (所掌)

第4条 食品規格部会は、食品（動物性食品を除く。）の規格又は基準の設定等に関する事項を調査審議する。

2 食中毒部会は、食中毒の予防対策等に関する事項を調査審議する。

- 3 乳肉水産食品部会は、動物性食品の規格又は基準（農薬、動物用医薬品、飼料添加物の残留基準を除く）の設定に関する事項を調査審議する。
- 4 添加物部会は、添加物の指定及び規格又は基準の設定に関する事項を調査審議する。
- 5 農薬・動物用医薬品部会は、食品の規格又は基準のうち、農薬、動物用医薬品、飼料添加物の残留基準の設定等に関する事項を調査審議する。
- 6 器具・容器包装部会は、器具・容器包装、おもちゃ及び洗淨剤の規格又は基準の設定に関する事項を調査審議する。
- 7 新開発食品調査部会は、新開発食品の安全性の確保に関して、新たな知見を踏まえた管理措置等に関する事項を調査審議する。

（議事録）

第5条 分科会及び部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 決議

（会議）

第6条 部会長（部会長に事故のあるときはその職務を代理する者）は、会議の議長となり、会議の運営を図り秩序を保持しなければならない。ただし、部会長及びその職務を代理する者のないときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから選任された者が、仮に議長として会議を開くことができる。

- 2 会長、分科会長及び関係行政機関の職員は、部会に出席して発言することができる。
- 3 部会長は、必要により、当該部会に属さない委員又は臨時委員若しくは専門委員を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

（付議）

第7条 分科会長は、厚生労働大臣の諮問事項について、会長から付議された場合は、当該諮問事項を所掌する部会に付議することができる。

（部会の議決）

第8条 部会における決定事項のうち、比較的輕易なものとして分科会があらかじめ定める事項に該当するものについては、分科会長の同意を得て、当該部会の議決をもって分科会の議決とする。ただし、当該部会において、特に慎重な審議を必要とする事項であるとの決定がなされた場合はこの限りではない。

2 前項の決定がなされた場合において、分科会の調査審議を経る時間がないものについては、前項の規定にかかわらず、分科会長の同意を得て、当該部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

3 前2項の規定により、部会の議決が分科会の議決とされたときは、当該部会の部会長は、すみやかにその決定事項を分科会に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

この規程は、平成21年11月12日から施行する。

## 薬事・食品衛生審議会の公開について

平成13年1月23日総会において決議  
平成15年1月23日総会において一部改正決議  
薬事・食品衛生審議会

### 1 審議会の活動状況の公開について

- (1) 総会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。
- (2) 薬事分科会、食品衛生分科会及び各部会においても同様とする。

### 2 会議の公開について

- (1) 総会は原則として公開する。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障をおよぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合については、非公開とする。
- (2) 薬事分科会、食品衛生分科会及び各部会においても(1)と同様とする。

### 3 議事録等の公開について

- (1) 総会の議事録については、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある部分を除き、公開する。
- (2) 薬事分科会、食品衛生分科会及び各部会においても(1)と同様とする。
- (3) 非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して2年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開する。ただし、副作用被害判定部会の議事録の公開に際しては、当初より発言者氏名を含む議事録を公開する。

#### 4 諮問、答申・意見等及び提出資料の公開について

- (1) 審議会の諮問、答申・意見等については、公開する。ただし、医薬品副作用被害救済給付に関する判定に係るものについては、非公開とする。
- (2) 総会の提出資料については、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあるものについては、非公開とする。
- (3) 薬事分科会、食品衛生分科会及び各部会においても(2)と同様とする。

#### 5 その他

- (1) 各調査会の審議については、1(1)、2(1)、3(1)及び4(2)の規定を準用する。この場合において、3(1)中「議事録」とあるのは、「調査審議結果をとりまとめたもの」と読み替えるものとする。
- (2) その他審議会の公開に関し必要な事項については、会長、分科会長又は各部会長が定めるものとする。

# 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 部会別名簿

## 目次

食品規格部会	.....	1
食中毒部会	.....	2
乳肉水産食品部会	.....	3
添加物部会	.....	4
農薬・動物用医薬品部会	.....	5
器具・容器包装部会	.....	6
新開発食品調査部会	.....	7
新開発食品評価調査会	.....	8
伝達性海綿状脳症対策部会	.....	9



# 食品規格部会

No.	氏名	フリガナ	現職
1	明石 真言	アカシ マコト	独立行政法人放射線医学総合研究所緊急被ばく医療研究センター長
2	浅見 真理	アサミ マリ	国立保健医療科学院水道工学部水質管理室長
3	阿部 郁朗	アベ イクロウ	東京大学大学院薬学系研究科天然物化学教室教授
4	石田 裕美	イシダ ヒロミ	女子栄養大学実践栄養学科長・教授
5	井上 達	イノウエ トオル	独立行政法人医薬品医療機器総合機構新薬審査第一部テクニカルエキスパート
6	大前 和幸	オオマエ カズユキ	慶応義塾大学医学部教授
7	春日 文子	カスカ フミコ	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第三室長
8	菊田 香苗	キクダ カナエ	杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室准教授
9	小西 良子	コニシ ヨシコ	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長
10	阪口 雅弘	サカグチ マサヒロ	麻布大学獣医学部獣医学科微生物第一研究室教授
11	下村 吉治	シモムラ ヨシハル	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
12	寺嶋 淳	テラシマ シユン	国立感染症研究所細菌第一部第一室長
13	広瀬 明彦	ヒロセ アキヒコ	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター総合評価研究室長
14	松田 りえ子	マツダ リエコ	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
15	山内 明子	ヤマウチ アキコ	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部本部長

## 食中毒部会

No.	氏名	フリガナ	現職
1	石川 広己	イシカワヒロミ	社団法人日本医師会常任理事
2	今村 知明	イマムラトモアキ	奈良県立医科大学健康政策医学講座教授
3	賀来 満夫	カクミツオ	東北大学大学院医学系研究科内科病態学講座感染制御・検査診断学分野教授
4	工藤 操	クドウミサオ	財団法人消費科学センター消費科学連合会副会長
5	小澤 邦壽	コザワクニヒサ	群馬県衛生環境研究所長
6	小西 良子	コニシヨシコ	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長
7	塩崎 泰乃	シオザキヤスオ	静岡県教育委員会学校教育課指導主事
8	白岩 利恵子	シライワリエコ	岩手県環境生活部県民くらしの安全課食の安全安心課長
9	谷口 清州	タニグチキヨス	国立感染症研究所感染症情報センター第一室長
10	丹野 瑳喜子	タノサキコ	埼玉県川口保健所長
11	寺嶋 淳	テラジマジュン	国立感染症研究所細菌第一部第一室長
12	中村 好一	ナカムラヨシカズ	自治医科大学地域医療学センター教授
13	西淵 光昭	ニシブチミツアキ	京都大学東南アジア研究所教授
14	野田 衛	ノダマモル	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第四室長
15	山本 茂貴	ヤマモトシゲキ	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長
16	渡邊 治雄	ワタナベハルオ	国立感染症研究所長

## 乳肉水産食品部会

No.	氏名	フリガナ	現職
1	阿南 久	アナンヒサ	全国消費者団体連絡会事務局長
2	石田 裕美	イシダ ヒロミ	女子栄養大学実践栄養学科長・教授
3	甲斐 明美	カイ アケミ	東京都健康安全研究センター微生物部長
4	木村 凡	キムラ ホン	東京海洋大学食品生産科学科教授
5	小西 良子	コニシ ヨシコ	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長
6	鈴木 敏之	スズキ トシユキ	独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所利用加工部機能評価研究室長
7	寺嶋 淳	テラジマジュン	国立感染症研究所細菌第一部第一室長
8	中村 政幸	ナカムラ マサユキ	財団法人畜産生物科学安全研究所参与
9	西淵 光昭	ニシヅチ ミツアキ	京都大学東南アジア研究所教授
10	野田 衛	ノダ マモル	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第四室長
11	林谷 秀樹	ハヤシダニヒデキ	東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
12	堀江 正一	ホリエ マサカス	大妻女子大学家政学部食物学科教授
13	松田 幹	マツダ ツカサ	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
14	山下 倫明	ヤマシタ ミチアキ	独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所利用加工部食品バイオテクノロジー研究室長
15	山本 茂貴	ヤマモト シゲキ	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長

## 添加物部会

No.	氏名	フリガナ	現職
1	井手 速雄	イデ ハヤオ	東邦大学薬学部教授
2	井部 明広	イベ アキヒロ	東京都健康安全研究センター食品化学部長
3	小川 久美子	オガワ クミコ	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部長
4	鎌田 洋一	カマタ ヨウイチ	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部第三室長
5	河村 葉子	カワムラ ヨウコ	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部長
6	北田 善三	キタ ヨシミ	畿央大学健康科学部健康栄養学科長・教授
7	佐藤 恭子	サウ キョウコ	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第一室長
8	中島 春紫	ナカジマ ハルシ	明治大学農学部農芸化学科教授
9	堀江 正一	ホリエ マサカズ	大妻女子大学家政学部食物学科教授
10	山内 明子	ヤマウチ アキコ	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部本部長
11	山崎 壮	ヤマザキ タケシ	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第二室長
12	由田 克士	ユタ カツシ	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
13	吉成 浩一	ヨシナリ コウイチ	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野准教授
14	若林 敬二	ワカバヤ ケイジ	静岡県立大学食品栄養科学部客員教授

## 農薬・動物用医薬品部会

No.	氏名	フリガナ	現職
1	石井里枝	イシイ リエ	埼玉県衛生研究所水・食品担当専門研究員
2	大野泰雄	オノノ ヤスオ	国立医薬品食品衛生研究所副所長
3	尾崎博	オザキヒロシ	東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
4	斉藤貢一	サイノウ コウイチ	星薬科大学薬学部薬品分析化学教室准教授
5	佐藤清	サウキヨシ	財団法人残留農薬研究所理事・化学部長
6	高橋美幸	タカハシ ヨシユキ	独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所上席研究員
7	永山敏廣	ナガヤマ トシヒロ	東京都健康安全研究センター医薬品部長
8	廣野育生	ヒロノ イクオ	東京海洋大学大学院海洋技術研究科教授
9	松田りえ子	マツダ リエコ	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
10	宮井俊一	ミヤイ シュンイチ	社団法人日本植物防疫協会技術顧問
11	山内明子	ヤマウチ アキコ	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部本部長
12	由田克士	ユシタ カツシ	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
13	吉成浩一	ヨシナリ コウイチ	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野准教授
14	鱈淵英機	ワニフチ ヒデキ	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

## 器具・容器包装部会

No.	氏名	フリガナ	現職
1	阿南 久	アナンヒサ	全国消費者団体連絡会事務局長
2	有菌 幸司	アリゾノ コウジ	熊本県立大学環境共生学部食健康科学科教授
3	石井 里枝	イシイ リエ	埼玉県衛生研究所水・食品担当専門研究員
4	竹内 和彦	タケウチ カズヒコ	独立行政法人産業技術総合研究所環境化学技術研究部門主任研究員
5	西島 正弘	ニシジマ マサヒロ	国立医薬品食品衛生研究所長
6	早川 和一	ハヤカワ カズイチ	金沢大学医薬保健研究域薬学系教授
7	広瀬 明彦	ヒロセ アキヒコ	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター総合評価研究室長
8	堀江 正一	ホリエ マサカス	大妻女子大学家政学部食物学科教授
9	松岡 厚子	マツオカ アツコ	国立医薬品衛生研究所療品部長
10	六鹿 元雄	ムツカ モトオ	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部主任研究官
11	鰐淵 英機	ウニヅチ ヒデキ	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

## 新開発食品調査部会

No.	氏名	フリガナ	現職
1	荒木 恵美子	アラキ エミコ	東海大学海洋学部水産学科教授
2	石見 佳子	イシミヨシコ	独立行政法人国立健康・栄養研究所食品保健機能プログラムリーダー
3	石綿 肇	イシワタ ハジム	社団法人菓子・食品新素材技術センター理事
4	梅垣 敬三	ウメガキ ケイゾウ	独立行政法人国立健康・栄養研究所情報センター長
5	大野 泰雄	オノ ヤスオ	国立医薬品食品衛生研究所副所長
6	神田 忠仁	カンダ タロウ	独立行政法人理化学研究所新興・再興感染症研究ネットワーク推進センター業務展開チーム チームリーダー
7	栗山 真理子	クリヤマ マリコ	NPO法人アレルギー児を支える全国ネット「アラジーポット」専務理事
8	佐々木 敏	ササキ タシ	東京大学大学院医学系研究科公共健康医学専攻疫学保健学講座社会予防疫学分野教授
9	諏訪 俊男	スワ トシオ	慶応義塾大学薬学部臨床薬物評価学講座
10	曾根 博仁	ソネヒロト	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
11	田中 弥生	タナカ ヨイ	駒沢女子大学人間健康学部健康栄養学科准教授
12	手島 玲子	テシマレイコ	国立医薬品食品衛生研究所代謝生化学部部長
13	寺本 民生	テラモト タシオ	帝京大学医学部長
14	徳留 信寛	トクドメシロウ	独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長
15	中島 春紫	ナカジマ ハルシ	明治大学農学部農芸化学科教授
16	堀尾 文彦	ホリエ フミヒコ	名古屋大学大学院生命農学研究科教授

## 新開発食品評価調査会

No.	氏名	フリガナ	現職
1	石川 広己	イシカワヒロミ	社団法人日本医師会常任理事
2	梅垣 敬三	ウメガキ ケイゾウ	独立行政法人国立健康・栄養研究所情報センター長
3	久保 明	クボ アキラ	東海大学医学部非常勤教授(高輪メディカルクリニック院長)
4	志村 二三夫	シムラフミオ	十文字学園女子大学大学院人間生活学研究科長・教授
5	諏訪 俊男	スワ トシオ	慶応義塾大学薬学部臨床薬物評価学講座
6	曾根 博仁	ソネ ヒロヒ	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
7	東洋 彰宏	トウヨウ アキヒロ	社団法人日本薬剤師会常務理事
8	西 信雄	ニシ ノブオ	独立行政法人国立健康・栄養研究所国際産学連携センター長
9	松崎 靖司	マツザキ ヤスシ	東京医科大学茨城医療センター長
10	宮川 めぐみ	ミヤカワ メグミ	虎の門病院内分泌代謝科医長・健康管理室長



## 伝達性海綿状脳症対策部会

No.	氏名	フリガナ	現職
1	阿南久	アナンヒサ	全国消費者団体連絡会事務局長
2	甲斐諭	カイヤン	中村学園大学流通科学部教授
3	工藤操	クドウミサオ	財団法人消費科学センター消費科学連合会副会長
4	佐多徹太郎	サタテツタロウ	国立感染症研究所感染病理部長
5	堀内基広	ホリウチモヒロ	北海道大学大学院獣医学研究科教授
6	毛利資郎	モリスロウ	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所 プリオン病研究センター長
7	山本茂貴	ヤマモトシゲキ	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長

# 薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会長・部会長一覧

分科会長

きし れいこ  
岸 玲子

分科会長代理

わた なべ はるお  
渡 邊 治雄

部会名		部会長名
1	食 品 規 格 部 会	おお まえ かずゆき 大 前 和 幸
2	食 中 毒 部 会	やま もと しげき 山 本 茂 貴
3	乳 肉 水 産 食 品 部 会	やま もと しげき 山 本 茂 貴
4	添 加 物 部 会	わか ばやし けいじ 若 林 敬 二
5	農 薬 ・ 動 物 用 医 薬 品 部 会	おお の やすお 大 野 泰 雄
6	器 具 ・ 容 器 包 装 部 会	にし じま まさ ひろ 西 島 正 弘
7	新 開 発 食 品 調 査 部 会	てら もと たみお 寺 本 民 生
8	伝 達 性 海 綿 状 脳 症 対 策 部 会	もう り しろう 毛 利 資 郎